

令和3年度補正予算案(保険局関係)参考資料

1. 国民健康保険等への財政支援	2
2. 審査支払システム等のICT化の推進	4
3. 救急等における保健医療情報の利活用、オンライン資格確認の推進	9
4. 自治体における介護・障害福祉分野等のシステム標準化等の推進	13
5. その他	14

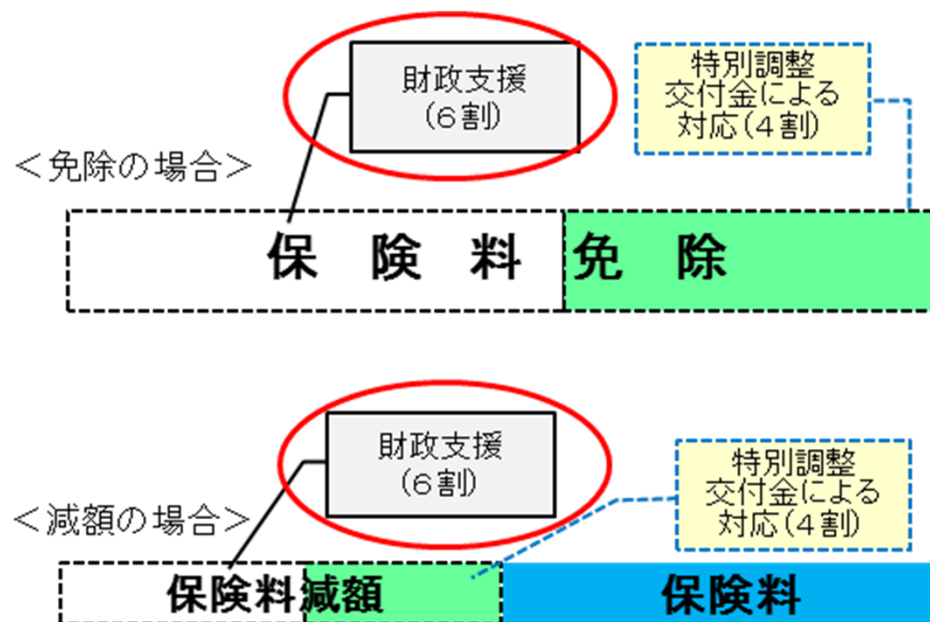
① 施策の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がった方々等について、医療保険の保険料(税)減免の特別措置を実施することとし、このうち国保・後期高齢者医療においては、医療保険者に対して財政支援をすることにより、医療保険事業の円滑・適正な運営を確保する。

② 施策の概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がった方々等について、保険料(税)減免の特別措置を実施した保険者(市町村・国保組合・広域連合)に対して財政支援を行うもの。

③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



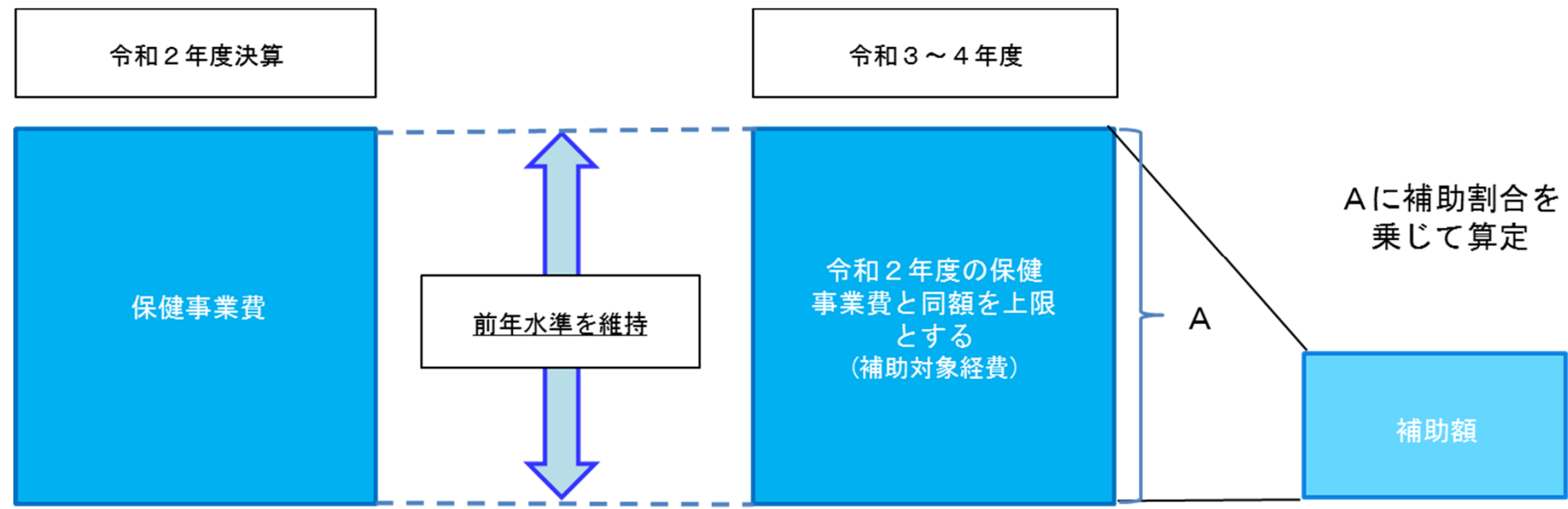
① 施策の目的

新型コロナウイルス感染症の影響で経常収支が悪化したこと等により、財政運営が極めて困難となった健康保険組合に対し財政支援を行う。

② 施策の概要

<p>【対象組合】 次の全ての基準に該当する健康保険組合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保険料率が9.5%以上 ② 財源率が9.0%超 ③ 保有資産が200%未満 ④ 単年度経常赤字 ⑤ 経常収支悪化 	<p>【補助割合】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)被保険者1人あたり保健事業費が全健康保険組合の1/4未満の組合 ⇒ 当該健康保険組合における保健事業費の1/2 (2)被保険者1人あたり保健事業費が全健康保険組合の1/4以上2/3未満の組合 ⇒ 同1/4
--	---

③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



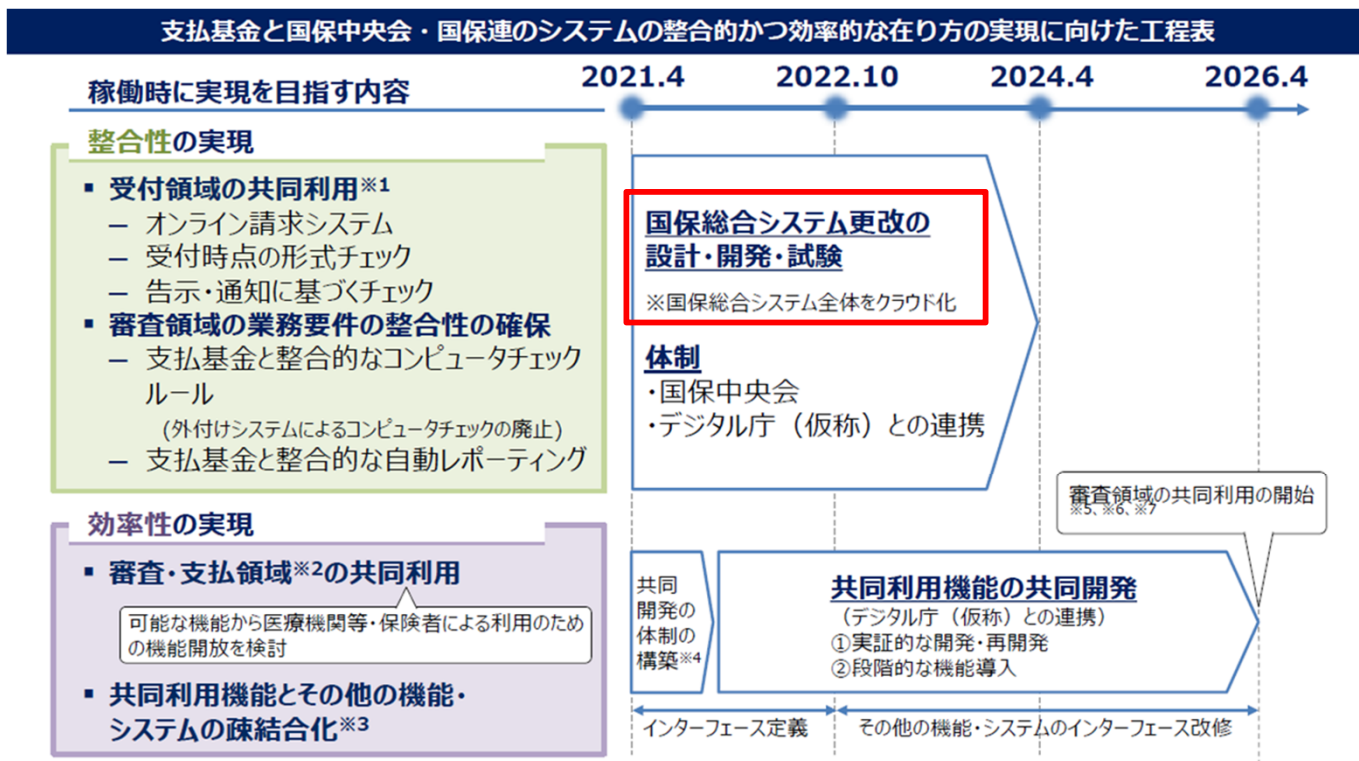
① 施策の目的

現行の国保総合システムは、令和5年度末に保守期限を迎えるため、システム更改が必要となる。更改にあたっては、審査支払機関改革の中で、「支払基金と国保中央会等の双方の審査支払業務が統合的かつ効率的に機能することを実現する。」とされており、その実現に向けたシステム改修を行う。

② 施策の概要

国民健康保険団体連合会が診療報酬の審査支払等を行うための国保総合システムについて、社会保険診療報酬支払基金との審査基準の統一化や審査システムの統合的かつ効率的な運用を実現するため、令和3年3月に策定した「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、令和6年度の次期更改に向けたシステム改修を行う。

③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



※1 受付領域は、技術的な実現可能性を精査し、費用面も勘案しつつ、システム集約
 ※2 コンピュータチェックのロジックとマスタ、振分チェックのAIエンジン、自動レポーティング、基盤、ネットワーク、セキュリティ対策等
 ※3 「疎結合」とはコンピュータシステムで、異なる二つの構成要素の結びつきが弱い状態。各要素の独立性が高く、一方に障害が生じても他方に影響を与えることが少ない。疎結合化により、共同利用機能及びその他の機能・システムの柔軟なシステム運用・改修を可能とする。
 ※4 「重要な意思決定に関する基金・国保の意見調整の仕組み」と「支払基金と国保の実効的な合同実務部隊」を構築する
 ※5 審査領域は、技術的な実現可能性や一時的に生じる追加費用と共同化等による中長期的な費用の抑制効果の精査を行いつつ、2026年4月に共同利用開始を目指す。
 ※6 支払領域等の共同利用については、審査領域とは別に、デジタル庁（仮称）との連携の下、早急に費用対効果を含めた検証を行い結論を出す
 ※7 審査支払システムの基盤としてGov-Cloud（仮称）の利活用の可能性も検討する

① 施策の目的

社会保険診療報酬支払基金のリモート審査システムの導入・拡大による地域医療の確保や医療費適正化

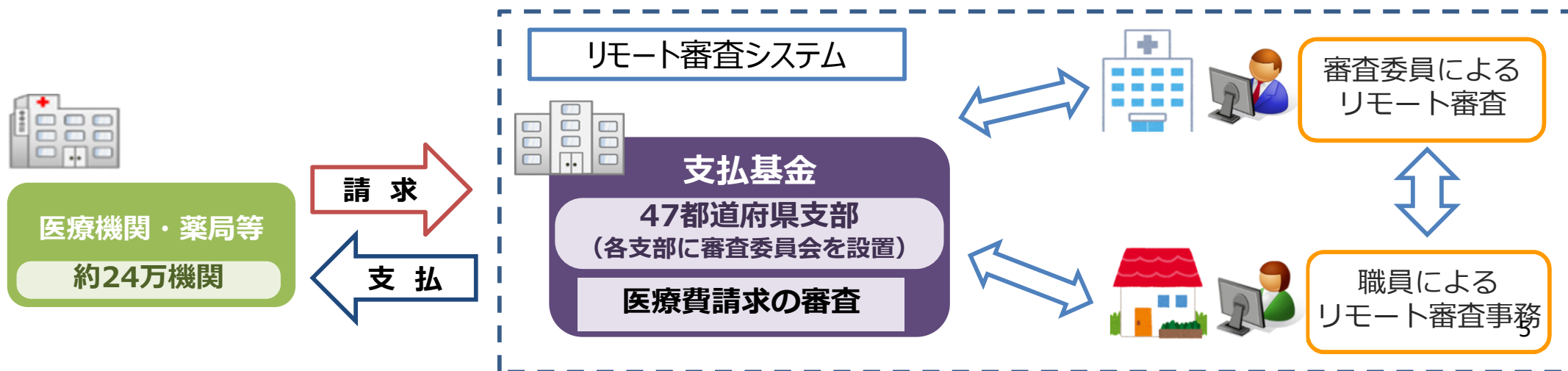
② 施策の概要

- 医療機関等からの請求(レセプト)を審査する社会保険診療報酬支払基金において、リモート審査システムを導入・拡大することは
 - ・ 地域の医療従事者でもある審査委員の感染防止になるため、地域医療の確保につながるのと同時に、
 - ・ レセプト審査における診療科別の専門審査委員の確保がしやすくなり、医学的判断が必要なレセプトに係る審査の充実を図れることから医療費適正化に資するものとなる。
- このため、必要なセキュリティ対策や専用ネットワーク、機材等の初期導入費用に対して補助を行い、リモート審査システムの早期導入と拡大を図る。

③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

○補助先: 社会保険診療報酬支払基金

○補助内容: 必要なセキュリティ対策や専用ネットワーク、機材等のリモート審査システムの初期導入費用を補助。



① 施策の目的

社会全体としてデジタル化を進めているなかで、更なるレセプト情報等の利活用を推進するため、訪問看護療養費のレセプトを電子化し、業務の効率化、医療政策や医療の質の向上を図る。

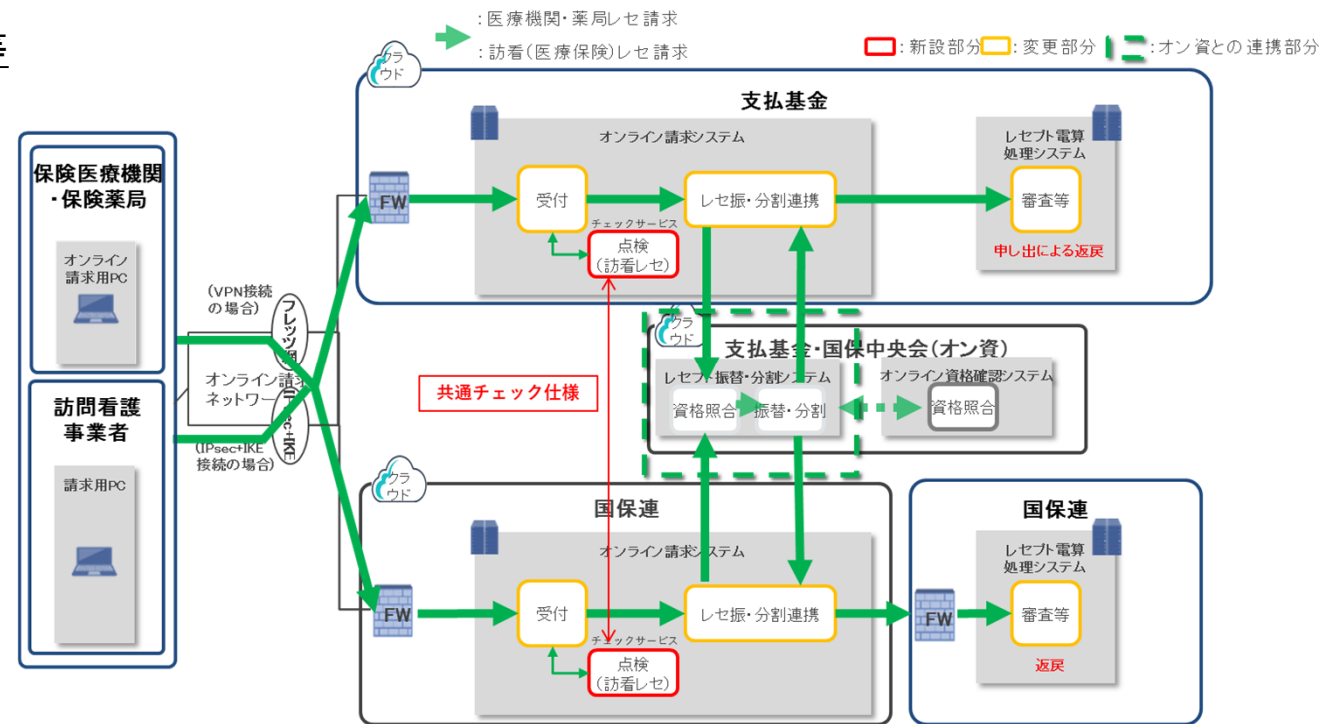
② 施策の概要

訪問看護の事業所数とレセプト件数は、高齢化の進行に伴い大幅に増加しているが、現在、訪問看護療養費のレセプトは紙媒体による請求となっている。令和6年度に本格運用を予定している訪問看護療養費のレセプト電子化に向け、訪問看護事業者からの請求の受付・審査等のための審査支払機関におけるレセプト電算処理システム等の構築を行う。

③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

社会保険診療報酬支払基金と国民健康保険連合会に訪問看護レセプト電算処理システムを構築し、保険医療機関・保険薬局における医療保険のレセプト請求と同様に、IP-VPNもしくはIPsec+IKEを利用してレセプトを送信する。

チェック仕様は共通チェックサービスを利用し、受付・チェックは社会保険診療報酬支払基金と国民健康保険連合会のそれぞれで実施する。



① 施策の目的

社会全体としてデジタル化を進めているなかで、医療保険事務全体の効率化を図るため、紙レセプトを極力減少させる。

② 施策の概要

医療機関等のレセプト請求において、現在紙媒体による請求・申出が可能とされている「保険医療機関等からの返戻再請求」及び「保険者からの再審査申出」についてオンライン請求を促進していくため、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会の審査支払機能にかかるシステムにおいて必要な改修を行う。

③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

審査支払機能の在り方に関する検討会において取りまとめられた「審査支払機能の在り方に関する検討会報告書」(2021年3月29日)において、紙レセプトを極力減少させていくため、2022年度中には、紙媒体で返戻されたレセプトに係る再請求を除き、オンライン請求医療機関等について、再請求をオンラインによるものとされたところ。

上記取り組みに対応するため、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会の審査支払機能にかかるシステムにおいて、関連帳票をオンラインで送付できるようにするための改修を行う。

① 施策の目的

社会全体としてデジタル化を進めているなかで、医療保険事務全体の効率化を図るため、紙レセプトを極力減少させる。

② 施策の概要

医療機関等のレセプト請求において、現在紙媒体による請求・申出が可能とされている「保険医療機関等からの返戻再請求」及び「保険者からの再審査申出」についてオンライン請求を促進していくため、実施にあたって医療機関・保険者等の事務に混乱が生じることのないよう周知等を行う。

③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

審査支払機能の在り方に関する検討会において取りまとめられた「審査支払機能の在り方に関する検討会報告書」(2021年3月29日)において、紙レセプトを極力減少させていくため、2022年度中には、紙媒体で返戻されたレセプトに係る再請求を除き、オンライン請求医療機関等について、再請求をオンラインによるものとされたところ。

しかしながら、長年、レセプトの返戻・再請求等を紙レセプトで実施している医療機関・保険者等が大多数であることから、実施にあたって混乱が予想される。医療機関・保険者等の事務に混乱が生じることがない形でオンライン化を推進するため、以下の取り組みを行う。

- ・レセプト振替開始による資格過誤減少の状況やシステムへの影響等の調査(医療機関等における対応状況や好事例の把握、システム事業者における対応状況の調査等)
- ・医療機関・保険者等に対する周知広報・問い合わせ対応等

① 施策の目的

訪問診療等において、マイナンバーカードの保険証利用を行い、医療保険のオンライン資格確認等を行える仕組みの構築

② 施策の概要

本人確認及び各種閲覧情報に係る同意を、モバイル端末で行う。医療機関等は、モバイル端末からの情報を受け、既存の仕組みにより、資格確認端末や電カル・レセコン端末等で、資格情報及び同意された閲覧情報を参照する。

③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

現行のオンライン資格確認の仕組み

- マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合、医療機関等の窓口に設置された顔認証付きカードリーダーを患者等が操作し、資格情報の提供や薬剤情報等の閲覧に関する同意を行う。
- ※ 医療機関等には、既存のオンライン請求のネットワークを通じて、資格情報等が提供される。

訪問診療等におけるオンライン資格確認の必要性

- 訪問診療・訪問看護等においては、医療機関等の外部（患者の自宅等）で、患者・利用者から資格情報の提供や薬剤情報等の閲覧に関する同意を取得する仕組みの導入が必要。
- 当該仕組みの基本的な考え方については以下のとおり。
 - ✓ 「医療機関等が患者・利用者情報を取得・閲覧する仕組み」については、オンライン請求ネットワークを経由してオンライン資格確認等システムへアクセスする従来の仕組みを踏襲。
 - ✓ ただし、入口部分である「患者・利用者が情報の取得・閲覧について同意する仕組み」については、窓口における顔認証付きカードリーダーの使用ができないため、患者・利用者居宅等でも利用可能なインターネット/スマートフォン等を活用。
 - ✓ また、当該仕組みの適用が難しいユースケースについては、社会コストを極力かけない代替運用を用意。

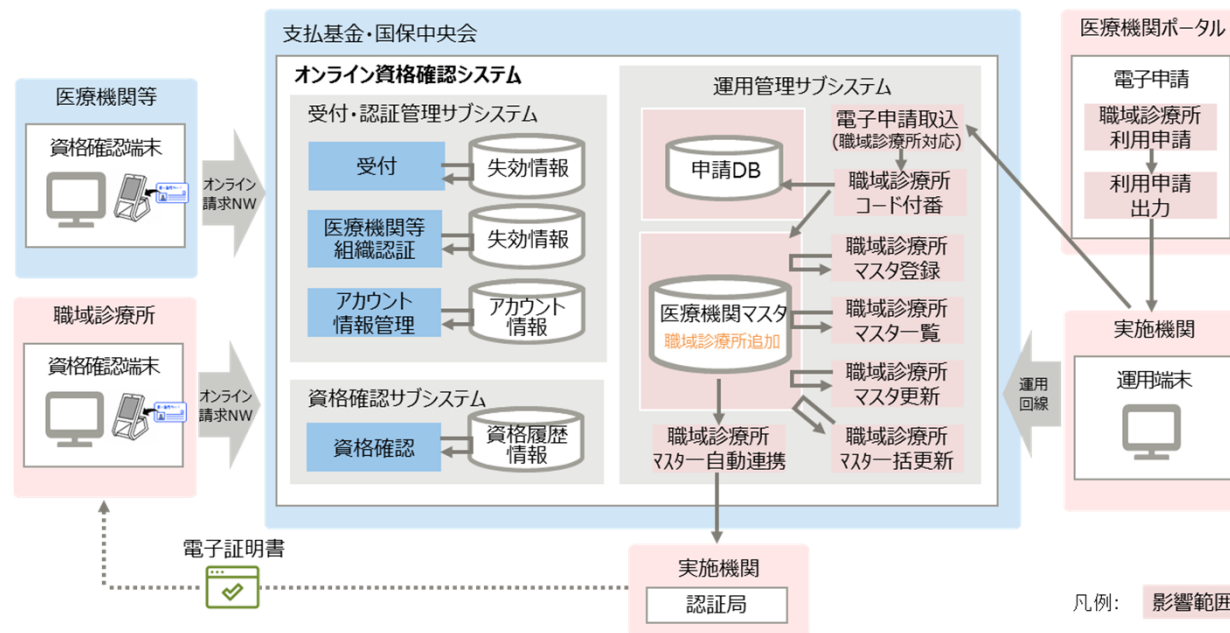
① 施策の目的

職域診療所等でのオンライン資格確認実現のためのシステム等改修を行う。

② 施策の概要

職域診療所等（医療機関コードを有していない医療機関）に、システム内部用のコードを府番するためのサブシステムを構築する。

③ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等



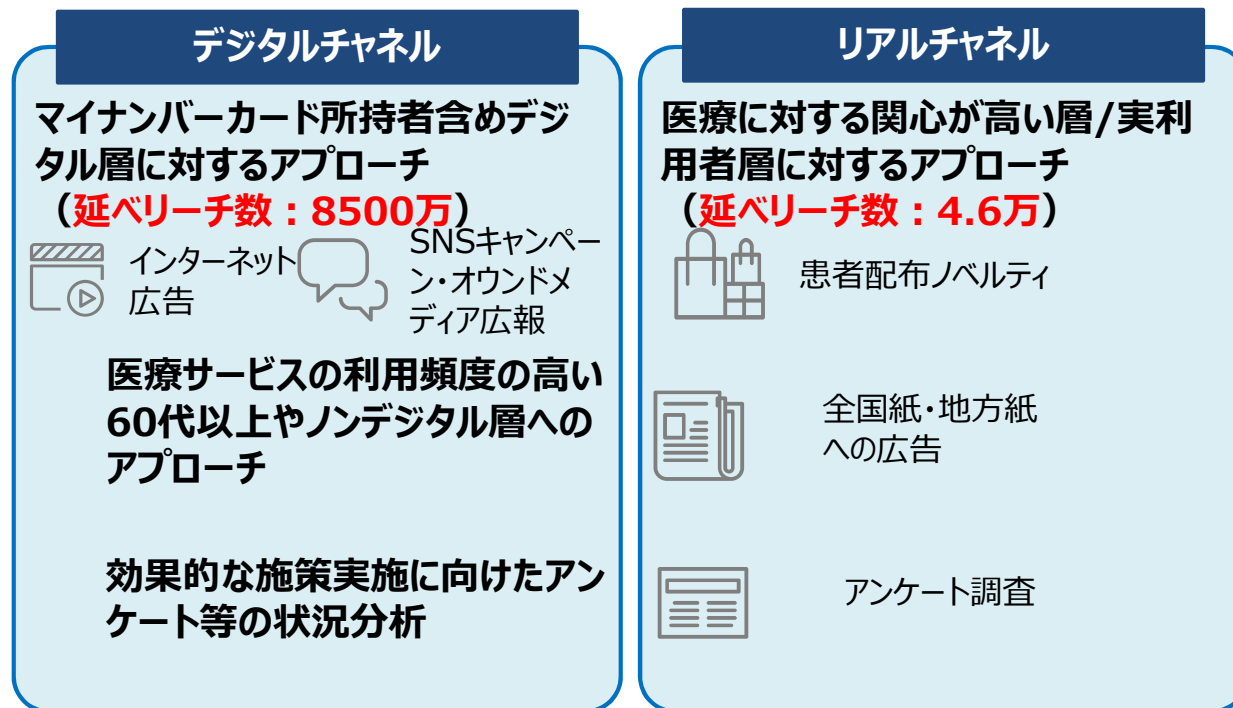
① 施策の目的

マイナンバーカードを健康保険証利用として定着化させる周知の強化

② 施策の概要

マイナンバーカードを所持している約4,700万人、医療に対する関心が高い層、医療サービスの利用頻度の高い60代以上を中心に健康保険証利用を「日常体験」として定着化させる周知広報施策(デジタル、リアル、マスを組み合わせ)を行う

③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



施策方針

- 情報通信の利用状況等の傾向からデジタル施策を更に強化(リーチ数増加)
- 実利用者やノンデジタル層に対してはリアル施策・マス施策による刈り取ることで全ターゲットをカバー

コンセプト

- “これから使う人(マイナンバーカード未所持)”も含めたオールターゲットに、マイナンバーカードの健康保険証利用を“日常的な体験”として定着させる空気を醸成。

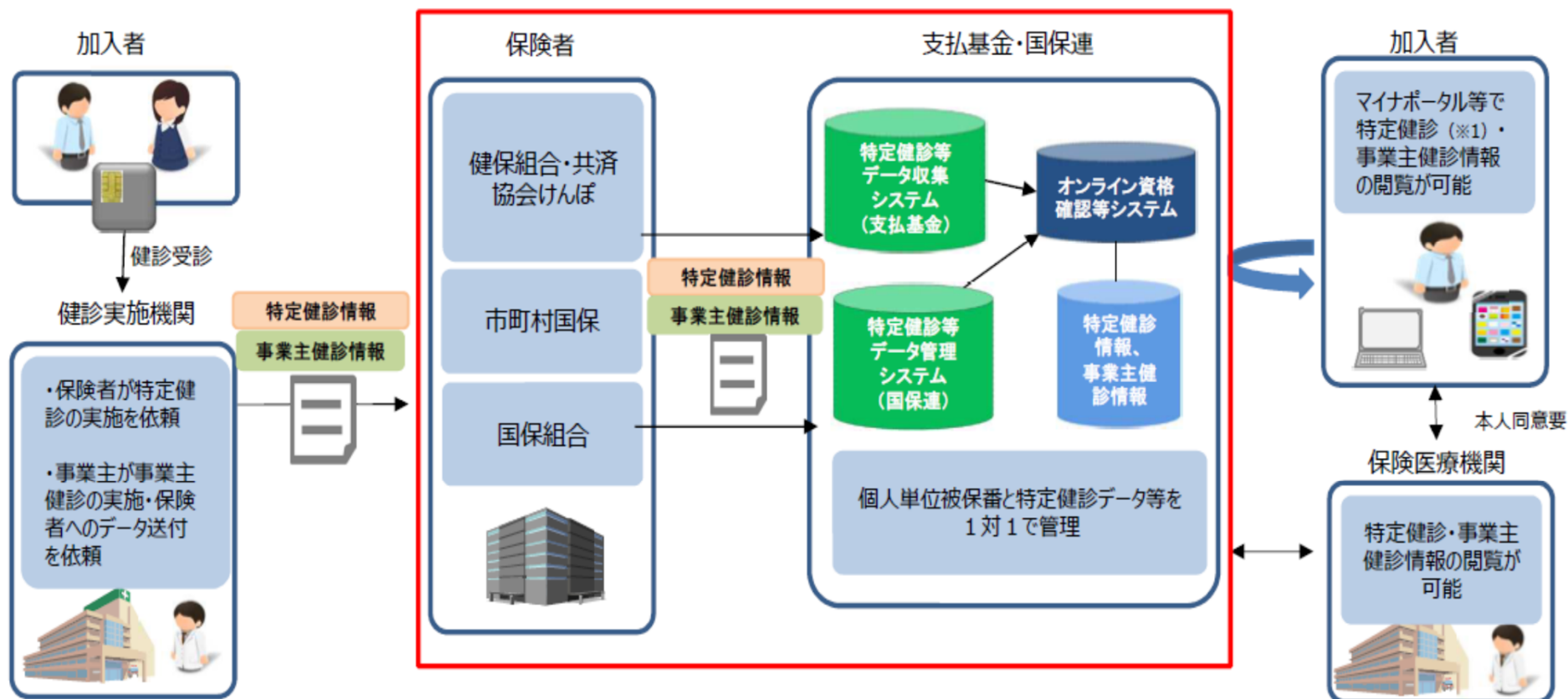
① 施策の目的

健康保険法等が改正され、労働安全衛生法等による事業主健診の情報を、保険者が保健事業で活用できるよう、事業者に対し被保険者等の健診情報を求めることを可能とするとともに、健康保険組合等が保存する特定健診等の情報を、後期高齢者医療広域連合へ引き継ぐこと等を可能とする等、保健事業における健診情報等の活用促進するためのシステム改修を行う。

② 施策の概要

事業主健診情報(40歳未満)をマイナポータル等を通じて、自らの保健医療情報として閲覧可能とするとともに、データヘルスの推進を図るため、当該情報を保険者に集約、保険者から支払基金に登録するためのシステム改修を行う。

③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



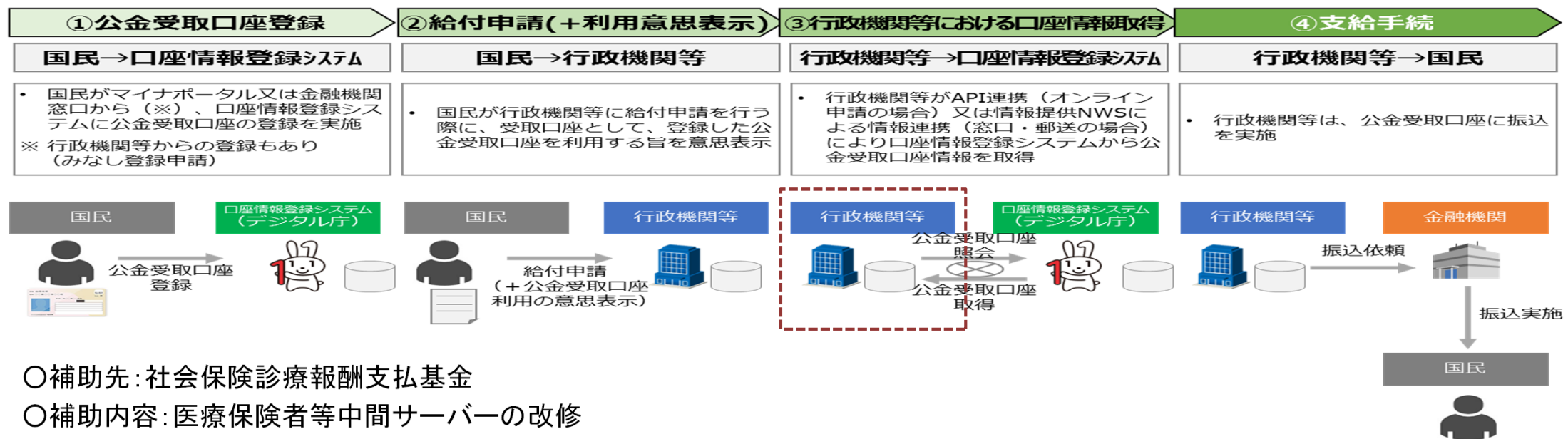
① 施策の目的

デジタル改革関連法の改正に伴い、マイナンバーの情報連携の促進、マイナンバーカードの利便性の向上・普及促進等による国民の手続きの簡素化、給付等の迅速化を図る。

② 施策の概要

- 社会保険診療報酬支払基金で管理している医療保険者等向け中間サーバーについて、情報連携が可能となるよう公的給付支給等口座情報を取得するための機能を追加するための改修を行う。
- 令和4年10月にデジタル庁の口座情報登録システムの運用が開始されることから、当該情報に係るシステム間の連携を行うには運用開始までに医療保険者等中間サーバーの改修を終える必要がある。
- そのため、医療保険者等中間サーバーに係る開発等の期間を前倒しするものである。

③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



① 施策の目的

後期高齢者医療制度に係る事業運用は、その扱うデータ量や効率化のために、全国の後期高齢者医療広域連合と市区町村には後期高齢者医療広域連合電算処理システム（以下、標準システム）が配布されており、現在の機器の保守満了期限が令和6年3月となっているため、機器更改に向けた対応を実施する必要がある。

② 施策の概要

「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」
（平成30年6月7日 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）

では、「クラウド・バイ・デフォルト原則」として、政府情報システムではクラウドサービスの利用を第一候補として、その検討を行うものとされている。

これを踏まえ標準システムを動作させる環境についても、機器更改に合わせてクラウド化対応を行うものである。

① 施策の目的

後期高齢者(75歳以上。現役並み所得者は除く)であっても一定所得以上の方については、その医療費の窓口負担割合を2割とし、それ以外の方については1割とすることに対して、窓口負担割合の見直しに関するシステム改修を行う。

② 施策の概要

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律において、一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割とされた。負担割合の見直しに伴う被保険者証等の交付や高額療養費計算等を実施するよう、システム対応を行う。

【現在の窓口負担額】

区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割
一般所得者等	1割



【改正後の窓口負担額】

区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割
一定以上所得のある方	2割
一般所得者等	1割

被保険者証発行機能やレセプト費用額算定機能、高額療養費の計算機能など多岐にわたる改修を行う。

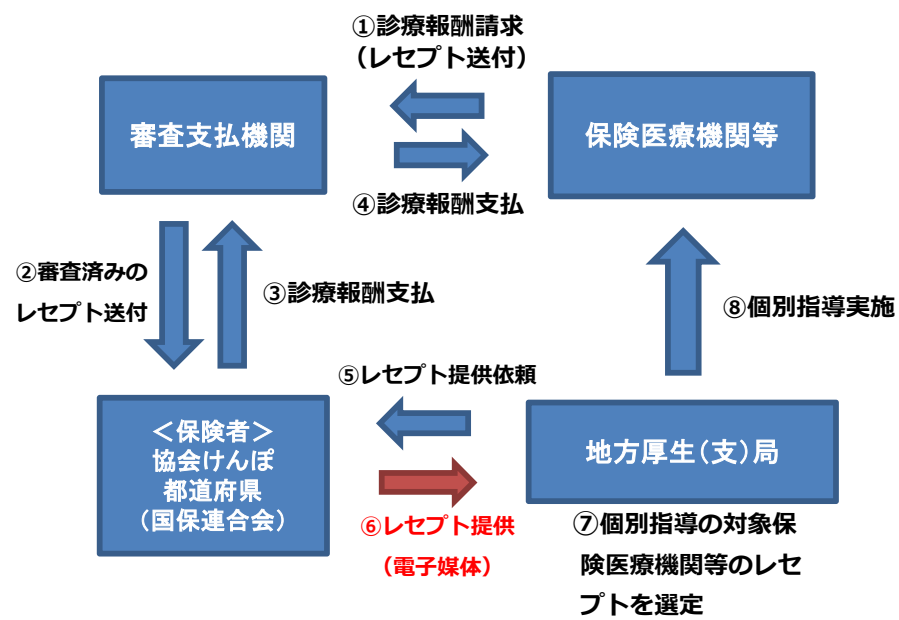
① 施策の目的

地方厚生(支)局が、保険医療機関等への指導業務を実施するために保険者(全国健康保険協会・都道府県(国民健康保険連合会))から提供を受けるレセプト情報を電子化し、ペーパーレス化を実現するとともに、指導対象とする保険医療機関等のレセプト選定作業の効率化を図る。

② 施策の概要

地方厚生(支)局が指導対象となる保険医療機関等のレセプト情報について、現行、保険者(全国健康保険協会・都道府県(国民健康保険連合会))から紙媒体で提供を受けているところ、電子データで提供を受けられるよう、保険者が有するシステムを改修する。

③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



保険者(全国健康保険協会・都道府県(国民健康保険連合会))が地方厚生(支)局から条件指定されたレセプトの電子データを提供することができるよう、保険者のシステムを改修する。レセプトの電子データは、保険者が電子媒体に収録して、地方厚生(支)局に提供する。

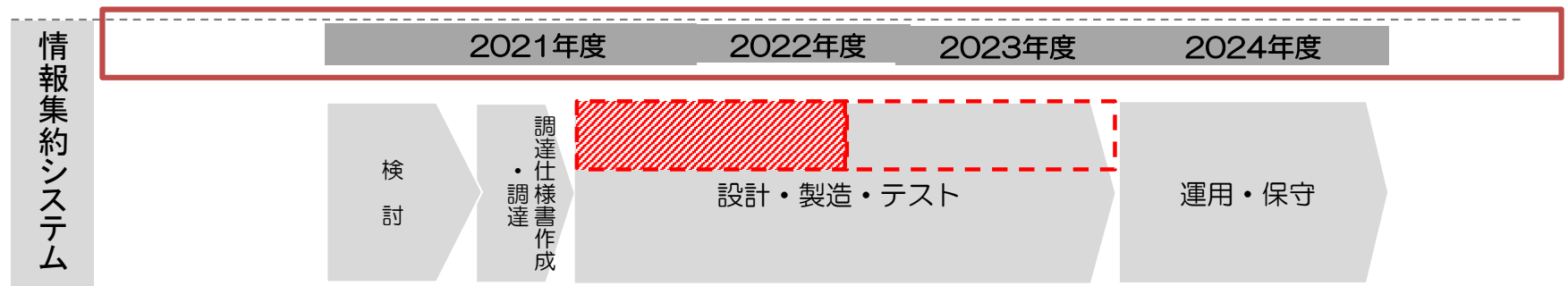
① 施策の目的

国保情報集約システムは、最初の調達年度から7年を経過するため、機器更改を実施する必要がある。現状、プラットフォームをオンプレミスで用意しているため柔軟性や拡張性に欠けることから、拠点集約化、クラウド化を実施するもの。

② 施策の概要

国保情報集約システムについて機器更改を行う。具体的には、現状、プラットフォームをオンプレミスで用意しているため柔軟性や拡張性に欠けることから、拠点集約化、クラウド化を実施する。

③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



① 施策の目的

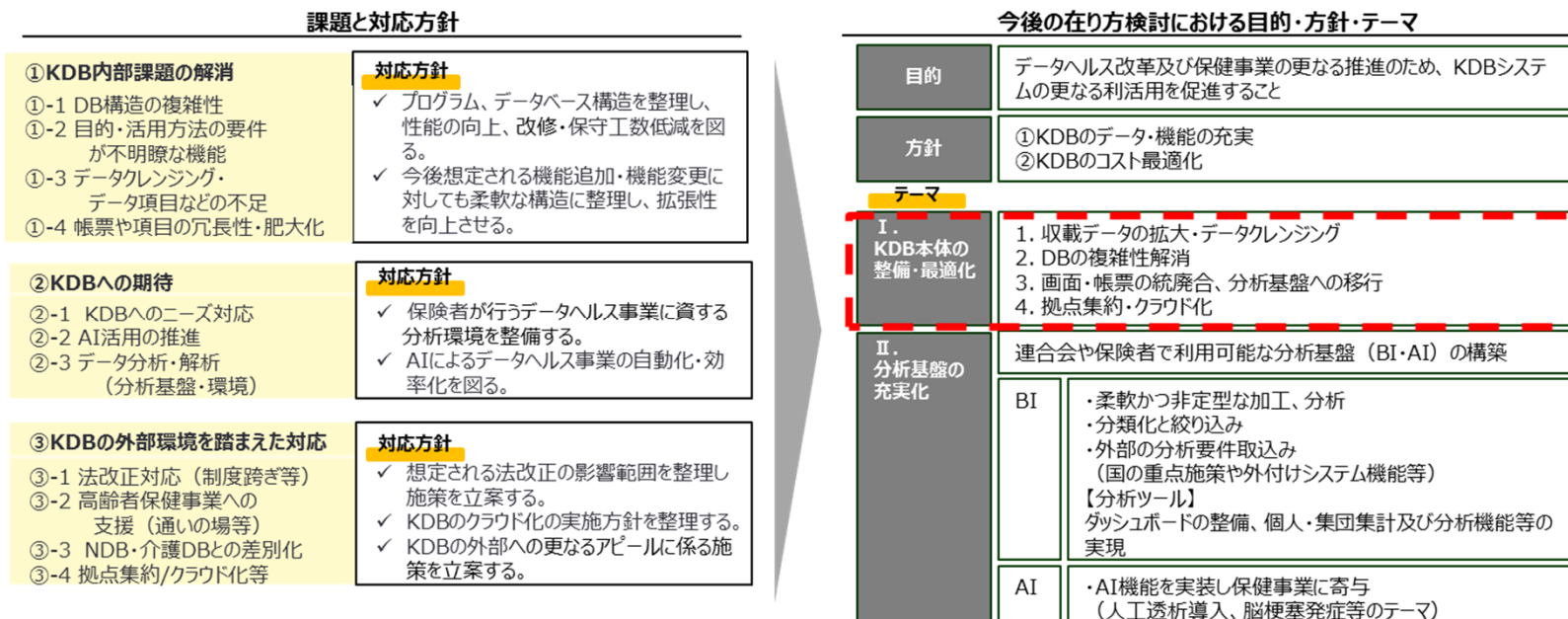
現行のKDBシステムは、令和5年度末に保守期限を迎えるため、システム更改が必要となる。更改にあたっては、「更なるデータヘルス改革及び保健事業の推進」を目的として、現行システムへの課題に対応し、「データ・機能の充実」及び「コスト最適化」を実現するため、KDBシステム本体の整備・最適化を行う。

② 施策の概要

ニーズの多様性から生じている現行KDBシステムへの課題に対応するため、収載データの拡大・データクレンジング、DBの複雑性の解消やクラウド化を実施する。

③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

○ 次期KDBシステム更改においては、「更なるデータヘルス改革及び保健事業の推進」を目的として、「データ・機能の充実」及び「コスト最適化」を実現するため、現行KDBシステムに係る主要な課題及び対応方針を踏まえ、「I.KDB本体の整備・最適化(以下の赤枠点線)」を行うものである。



① 施策の目的

国保法等が改正され、被保険者等記号・番号等の告知要求制限に係る規定が設けられたため、国保連合会等が求償事務を行うにあたって、診療報酬請求明細書を損害保険会社等へ送付する際に、これらをマスキングするため、国保総合システムの改修を行う。

② 施策の概要

被保険者記号・番号等の告知要求制限の規定が設けられたため、当該事務における国保連合会からの損保会社へのレセプトの送付について、被保険者希望・番号等が記載されたまま送付すると、損保会社は「第三者」に該当することから、告知要求制限の「その番号の告知を求める」という規定に抵触してしまう。そのため、レセプトの被保険者記号・番号等をマスキングする必要があり、これらをマスキングされたレセプトを印刷可能とするための改修を行う。

③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

